

平成 21 年度予算編成の基本方針

〔平成20年12月3日〕
閣議決定

I 国民生活と日本経済を守る～生活防衛～

（我が国の金融・経済情勢と見通し）

世界の金融資本市場は、100年に一度と言われる危機に陥っており、金融の激変が世界経済を弱体化させている。我が国経済は、すでに景気後退局面に入っており、輸出、生産、収益が減少するとともに、倒産が増加している。さらに、雇用情勢が悪化しつつあり、実質賃金も減少している。我が国の金融システムそのものは、欧米に比べれば、相対的に安定しているものの、株式・為替市場は大きく変動し、また、企業の資金繰り状況は悪化している。地域経済については、これまで輸出に牽引されてきた地域でも景況感が急速に悪化し、厳しい状況が一層広がっている。

今後の我が国経済については、世界的な景気後退を受けて、外需面に加え、国内需要も停滞し、景気の下降局面が長期化そして深刻化するおそれが高まっている。

（経済財政政策の基本的視点）

国民生活と日本経済を守る観点から、当面は「景気対策」、中期的には「財政再建」、中長期的には「改革による経済成長」という3段階で、経済財政政策を進める。このため、最優先課題として「金融資本市場の安定確保」に向けて万全の措置をとる。また、「生活者の暮らしの安心」、「金融・経済の安定強化」、「地方の底力の発揮」の3つの重点分野に対する支援を行うとともに、内需主導の持続的成長が可能となるよう経済の体質を転換し、日本経済の「底力」を発揮させる。こうした観点から、「生活対策」を速やかに実施するとともに、平成21年度予算編成においては、「金融・世界経済に関する首脳会合」の成果も踏まえ、世界の経済金融情勢の変化に対応しつつ、切れ目ない連続的な施策実行を図る。

財政規律の維持の観点から、安易な将来世代への負担のつけまわしをせず、国民に温かい効率的な政府を目指すという考え方を基本とし、経済成長と財政健全化の両立を図る。不要不急な経費の削減をはじめとする徹底した見直しを行うなど、歳出改革の取組を継続するとともに、持続可能な社会保障制度の構築とその安定財源確保に向けた中期プログラムを早急に策定する。また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定。以下「基本方針2006」という。）で示された、国・地方の基礎的財政収支を平成23年度までに黒

字化させるとの目標を達成すべく努力するが、歳入環境が急速に悪化している状況も念頭に置き、「金融・世界経済に関する首脳会合」の成果も踏まえつつ、国民生活と日本経済を守ることを最優先し、必要な対応を図る。

Ⅱ 平成 21 年度予算の基本的考え方～経済成長と財政健全化の両立～

（歳出の考え方）

平成 21 年度予算編成にあたっては、「基本方針 2006」等に基づき財政健全化に向けた基本的方向性を維持する観点から、「平成 21 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（平成 20 年 7 月 29 日閣議了解）を維持しつつ、「金融・世界経済に関する首脳会合」の宣言（注）も踏まえ、重要課題推進枠の活用などにより予算配分の重点化を行うとともに、世界の経済金融情勢の変化を受け、国民生活と日本経済を守るべく、「生活対策」に盛り込まれた内需拡大と成長力強化等に向けた税制上の措置とあわせ、状況に応じて果断な対応を機動的かつ弾力的に行う。また、行政支出総点検会議等の議論を踏まえ、政策の必要性をゼロベースで精査し、行政支出全般を徹底して見直すことにより、財政支出の抑制につなげる。なお、年金・医療等に係る経費等特定の経費に関連して、新たな安定財源の確保について検討する。

予算配分の重点化にあたっては、Ⅲの「生活者の暮らしの安心」、「金融・経済の安定強化」及び「地方の底力の発揮」に施策を集中する。また、各府省は、各施策について成果目標を提示し、厳格な事後評価を行う。政策評価等を活用し、歳出の効率化・合理化を進める。政策の棚卸しにより、従来から整理されず引き続いて行われているような政策は、思い切った見直しを行う。

（注）「金融・世界経済に関する首脳会合」宣言（2008 年 11 月 15 日）（抄）

「財政の持続可能性を確保する政策枠組みを維持しつつ、状況に応じ、即効的な内需刺激の財政施策を用いる。」

（「中期プログラム」の策定）

以下を「基本骨格」とする、持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」を、本年末にとりまとめる。

① 景気回復のための減税等

世界経済の混乱から国民生活を守り、3 年以内の景気回復を最優先で図るため、景気回復期間中に、減税措置及び定額給付金を税制抜本改革を前提に時限的に行う。

② 社会保障安定財源の確保

社会保障制度については、その機能強化と効率化を図る一方、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げに要する財源をはじめ、国・地方を通じて持続可能な社会保障制度とするために安定した財源を確保する必要がある。このため、経済状況の好転後に、年金、医療、介護等の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しを踏まえつつ、給付に見合った負担という視点及びこれらの費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税制抜本改革を速やかに開始し、時々々の経済状況をにらみつつ、2010年代半ばまでに段階的に実行する。その際、国民の理解を深めるため、現在行われている歳出の無駄排除と行政改革を引き続き行うとともに、社会保障給付とその他の予算とは厳密な区分経理を図る。

③ 税制抜本改革の全体像

社会保障の安定財源確保をはじめ、我が国の成長力の強化、社会におけるさまざまな格差の是正など種々の課題に整合的かつ計画的に対応するため、本年末に、個人、法人の所得課税、資産課税、消費課税の各税目の改革の基本的方向性を明らかにした「税制抜本改革の全体像」をわかりやすく示し、これに基づき抜本改革を断行する。

（行政改革）

国民の期待に応える政府とするため、政府の一層の効率化を図る。「廃すべきは廃し、改めるべきものは改める」との姿勢で国・地方を通じた大胆な行政改革を進め、ムダを徹底的に省いて政府の規模を縮小することにより、国民に温かい効率的な政府をつくる。

このため、「行政改革推進法」（平成18年法律第47号）に基づき、民間活動の領域を拡大し、行政機構の整理・合理化を図る観点から、事業の仕分け・見直しを行いつつ、行政のスリム化・効率化を一層徹底し、総人件費改革や特別会計改革（財政投融资特別会計の金利変動準備金の活用等を含む）、資産債務改革等について平成21年度予算に適切に反映するとともに、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）を着実に実施する。あわせて、公務員制度改革、規制改革、民間活力の活用や市場化テストの積極的な実施、公益法人への支出の3割削減など公益法人の見直し等に取り組む。

行政機関の機構・定員については、国民に温かい効率的な政府をつくるため、大幅な定員削減を行い、小さな政府を目指す。①生活者の安心を支える行政、②日本の国際的地位に見合った外交体制の2つを重点分野として、府省の枠を越えたスクラップ・アンド・ビルドにより、必要な分野に職員を配置する。

（地方分権改革）

「地方分権改革推進委員会」の「第1次勧告」を受けた「地方分権改革推進要

綱（第1次）」（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）に基づき取り組む。

同委員会は、仕事及びこれに伴う人員の移譲を含む国の出先機関の抜本的な改革及び地方自治体に対する国の法令による義務付け・枠付けの見直しについて平成20年内に「第2次勧告」を行う。出先機関改革については、政府として、これを実現するための計画を平成20年度内に策定する。

さらに、同委員会は、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含めた検討を行い、勧告する。

これら勧告を踏まえ、「地方分権改革推進法」（平成18年12月15日法律第111号）に基づき、「地方分権改革推進計画」を策定し、「新分権一括法案」を平成21年度中できるだけ速やかに国会に提出する。

地方分権の進展を図った上で、最終的には、地域主権型道州制を目指す。

Ⅲ 国民生活と日本経済を守るための予算の重点化・効率化

1 生活者の暮らしの安心

（雇用・社会保障）

世界金融危機は実体経済にも深刻な影響を及ぼしてきており、10月の倒産件数は5年5か月ぶりの水準となる中で有効求人倍率は9か月連続して低下し、雇用状況は悪化している。

このような状況の中で、昨今、派遣労働者等の雇い止め・解雇、新卒者の内定取消など、さらに深刻な問題が生じており、今後、一層の雇用の悪化が懸念される。このため、雇用の場の拡大のための各般の施策を講ずるとともに、労働者の雇用の維持、再就職支援、生活保障のための対策を強化する。

具体的には、雇用保険のセーフティネット機能の強化、中小企業・非正規労働者の雇用維持支援対策の強化、地域において雇用を創出するための交付金の創設、職業能力開発の総合的な支援（ジョブ・カード制度の拡充を含む）、労働者派遣制度の見直し、派遣労働者へのきめ細かな就職支援、住宅確保対策の実施、年長フリーター等を積極的に雇用する事業主に対する特別奨励金の創設等による若者を中心とするフリーター等の正規雇用化及び非正規労働者の正規雇用への転換を推進する。また、女性や高齢者、障害者など働く意欲がある人々の雇用を拡大する。

社会保障については、少子高齢化が進展する中で、経済財政と均衡がとれ、将来にわたり持続可能な制度を構築するため、改革努力を継続し、国民の信頼を取り戻すことが必要である。

年金については、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げについて、「平成16年年金改正法」（平成16年法律第104号）に沿って、安定財源のあり方も含め、平成20年末までに結論を得る。また、年金記録問題に着実に取り組むとともに、社会保険庁を廃止して「日本年金機構」を設立し、意欲と能力のある人材による国民に信頼される組織を構築する。

医療については、国民の医療に対する不安の解消を図るため、産科・小児科をはじめとする医師等の不足への対応（医師派遣の推進のための派遣先・派遣元医療機関への財政的支援等）、女性医師の就労支援、都市部を含めた救急医療や周産期医療体制の整備、地域医療・慢性期医療の推進、地域の中核的医療機関としての大学病院等の機能の充実等医療体制の確保に向けた取組を強化するとともに、長寿医療制度の見直しを検討する。また、難病対策を一層推進するとともに、原爆被爆者対策を総合的に推進する。新型インフルエンザ対策の強化、薬害再発防止のための取組を行うとともに、革新的医薬品・医療機器等の開発・普及を進める。

介護については、平成21年度介護報酬改定（プラス3.0%）等により介護従事者の処遇改善を図るとともに、福祉・介護人材の確保に向けた対策を行う。

あわせて、「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」（平成19年5月15日）に定めた目標の実施に向けて、実効性のある改革の取組を進める。

少子化対策については、希望するすべての人が安心して子どもを産み、育てながら、働くことができる社会の実現を目指し、「新待機児童ゼロ作戦」（平成20年2月27日）（平成20～22年度）の取組を加速させ、保育サービスや放課後対策の充実等を図るとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現や「生活対策」に基づく妊婦健診の無料化等に取り組むなど、総合的に推進する。

障害者福祉については、「障害者自立支援法」（平成17年法律第123号）について、障害児支援の在り方など制度全般にわたる抜本的な見直しを行うとともに、従事者の処遇改善等に向けて平成21年4月に報酬の改定を行う。

（教育）

「教育振興基本計画」（平成20年7月1日閣議決定）に基づき、我が国の未来を切り拓く教育を推進する。その際、新学習指導要領の円滑な実施、特別支援教育・徳育の推進、体験活動の機会の提供、教員が一人一人の子どもに向き合う環境づくり、いじめ・不登校等子どもをめぐる諸問題への対応、学校のICT化や事務負担の軽減、教育的観点からの学校の適正配置、定数の適正化、学校支援地域本部、高等教育の教育研究の強化や国際競争力の向上、私学の振興、競争的資金の拡充など、評価を適切に反映させつつ、新たな時代に対応した教育上の諸施策に積極的に取り組む。

また、平成 20 年末に策定する「青少年育成施策大綱」に基づく青少年の健全育成、国際競技力の向上などスポーツの振興、日本文化の海外への戦略的発信や文化財の保存・活用、子どもの文化芸術体験など文化芸術の振興、留学生 30 万人計画の実現のため、総合的な施策を推進する。

幼児教育の将来の無償化について、歳入改革にあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討しつつ、当面、就学前教育についての保護者負担の軽減策を充実するなど、幼児教育の振興を図る。また、「食育推進基本計画」（平成 18 年 3 月 31 日）に基づき、国民運動として食育を推進する。

（安全・安心）

国民の生活不安の解消のため、消費者庁（仮称）の創設や食の安全対策の強化など消費者政策の抜本的強化、公文書の保存に向けた体制の整備等を推進する。

良好な治安を実現するため現在策定中の犯罪対策の新行動計画（平成 20 年内に決定予定）等の趣旨を踏まえ、地域の絆を再生しつつ非行や犯罪から子どもを守る取組、インターネット上の違法・有害情報やサイバー犯罪への対策、情報セキュリティ対策の強化、組織犯罪の資金監視・取締りの強化・違法収益のはく奪、銃砲行政の厳格化を図るほか、振り込め詐欺・悪質商法等の身近な犯罪の撲滅、大麻等薬物乱用対策、テロ等への対策、海上保安の確保・密輸阻止等の水際対策、迅速かつ厳格な出入国審査と不適正な在留活動の防止、刑務所出所者等の再犯防止対策等を図るとともに、刃物を用いた犯罪の未然防止に努める。また、安全・安心な交通空間の確保に努める。

司法制度改革の一環として、平成 21 年 5 月に始まる裁判員制度の円滑な実施、民事法律扶助や、適切な弁護士報酬の設定等を踏まえた国選弁護人の確保、弁護士「ゼロワン地域」等の司法過疎地域の解消に対応する日本司法支援センターの体制の充実、犯罪被害者国選弁護制度に基づく援助等を行う。

我が国をめぐる安全保障情勢を踏まえ、弾道ミサイル等の新たな脅威や多様な事態への実効的な対応、任務の国際化への配慮等を図りつつ、防衛調達等の改革を実施し、効率的な防衛力の整備を推進する。また、在日米軍の抑止力を維持しつつ、地元の負担軽減を図るため、米軍再編を着実に実施する。さらに、政府の情報機能の強化を図る。加えて、海賊対策を推進する。

また、地域の暮らしを守る鳥獣害対策を展開する。

2 金融・経済の安定強化

（金融）

「生活対策」に基づき、国際金融資本市場の安定化に向けて国際協調を推進し、適正な金融商品会計に向けた努力へのサポートを継続するとともに、日本の金融

システムの安定性強化に万全を期すため必要な措置の実施や株式市場活性化を図る。

このため、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」（平成 16 年法律第 128 号）の改正により、金融機関への国の資本参加を通じて、地域経済を支援し、適切な金融仲介機能を発揮できるようにする。また、「保険業法」（平成 7 年法律第 105 号）の改正により、保険契約者のセーフティネットの確保の観点から、生命保険会社の負担を基本とした上で、生命保険契約者保護機構に対する政府補助を引き続き可能とする。

さらに、金融所得課税の一体化を推し進め、簡素な制度とすることで、個人投資家が投資しやすい環境を整備する。上場株式等の配当等についての現行税制の 3 年間延長、金融所得課税の一体化の中で、少額投資のための簡素な優遇措置の創設、企業型確定拠出年金における個人拠出（マッチング拠出）の導入を行う。

（戦略的国際協力）

先に開催された「金融・世界経済に関する首脳会合」において発出された宣言を踏まえつつ、危機に対処するため、国際的に協調・連携しつつ、戦略的国際協力のイニシアティブを推進する。

そのためにも、在外公館、マンパワー等の外交実施体制を中核とし、総合的な外交力強化を図る。

具体的には、国際社会と共に成長する基盤を確保する観点から、関係国際機関や各国との間で協調・連携を深めつつ、貿易や投資を含め、現下の危機が新興国や開発途上国に与える影響を注視する。更に、国際的な協調を深める中で、世界的あるいは地域的な様々な危機に的確に対処するため、民間セクターとの連携を十分に図りつつ、自由貿易の一層の推進や我が国の既存の国際公約の着実な実施に取り組むとともに、ODA・OOFの戦略的な活用等、必要に応じ多様な政策手段をタイムリーに講じ、戦略的かつ主体的に国際協力を行う。

（中小・小規模企業等支援）

中小・小規模企業等の資金繰り対策のため、「生活対策」に基づき 30 兆円規模に拡大されたセーフティネットとしての貸付・保証枠や貸付条件の見直し等により、政府系金融機関及び民間金融機関による資金供給の円滑化等に努める。平成 21 年度予算においても、引き続き軽減税率の時限的引下げ及び欠損金の繰戻し還付の復活を内容とする税制措置、「地域力連携拠点」を活用した新事業展開支援や、事業の継続・発展に向けた事業承継支援、下請取引の適正化など中小・小規模企業等の活性化を図る等の施策を行う。

（成長力強化）

中長期的な観点からの内需拡大、成長力強化に向け、企業活力を高める「成長力強化税制」の導入、我が国が強みとし低炭素社会の実現にもつながる省エネ・新エネ対策の推進、金属資源の探鉱開発・有効活用及び資源・科学技術外交の強化等、世界最先端の研究開発促進、企業成長の源泉たる従業員の勤労意欲向上により、日本経済の「底力」を飛躍に結び付ける取組を進める。

具体的には、時限的に即時償却を可能とする省エネ・新エネ設備等の投資促進税制、海外子会社利益の国内還流に向けた環境整備のための税制措置を講じるとともに、国内クレジット制度の活用を通じた、公共サービスを含めた省エネ・新エネ設備導入促進に向けた連携強化を図る。また、基礎研究の振興を図りつつ、ノーベル賞を受賞するような世界最先端の研究開発を促進するとともに、イノベーションを促進するため、イノベーション創造機構（仮称）やイノベーション特区（仮称）を創設する。加えて、引き続き、サービス産業の生産性向上の支援を行う。

さらに、「経済財政改革の基本方針 2008」（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）を踏まえ、すべての人が成長を実感できるように、世界最先端の IT 国家化を推進し、世界のダイナミズムを積極的に取り入れることで世界とともに成長することを目指し、質の高い経済連携への取組を加速するとともに、第三期科学技術基本計画や研究開発力強化法等を踏まえながら施策の充実・必要な予算の確保に努め、日本経済の強みであるものづくりに代表される技術力やコンテンツ、ブランド等ソフトパワーの維持・発展を図る。また「改革による成長」を追い求める観点から、「新経済成長戦略」（平成 20 年 9 月 19 日閣議決定）を強力に推し進める。

「宇宙基本法」（平成 20 年法律第 43 号）に基づく宇宙開発戦略本部の決定等を踏まえ、宇宙開発利用に関する施策の充実・必要な予算の確保に努め、総合的かつ計画的に実施する。

「海洋基本法」（平成 19 年法律第 33 号）、「海洋基本計画」（平成 20 年 3 月 18 日閣議決定）に基づき、排他的経済水域（EEZ）等における海洋資源の開発・利用・保全、海洋調査の推進、海洋研究開発の強化等の取組を実施する。

（低炭素社会の実現）

「京都議定書目標達成計画」（平成 20 年 3 月 28 日閣議決定）、「低炭素社会づくり行動計画」（平成 20 年 7 月 29 日閣議決定）に基づき、京都議定書目標の確実な達成、世界及び我が国の長期目標の実現に向け、需要と雇用を生む我が国の環境・エネルギー技術を育て、成長と両立する低炭素社会を世界に先駆けて実現する。

このため、規制等と組み合わせた重複のない効果的な手段により、環境モデル都市の支援等環境負荷の小さいまちづくり、省エネ性能の高い住宅や機器、自動車等の普及、太陽光・バイオマス等再生可能エネルギーの導入、CO₂排出の「見

える化」、環境に配慮した事業活動や金融のグリーン化の推進、環境教育・国民運動の展開等、生活や社会の在り方の変革を促す取組をはじめ、革新的技術開発、排出量取引の国内統合市場の試行的実施、原子力の推進、森林の整備・保全等の森林吸収源対策、京都メカニズムの活用等の取組を加速する。

また、世界で先頭をゆく環境・省エネ国家として、平成 21 年末の合意に向け、ポスト京都議定書の公平で実効ある枠組みづくりを主導するため、セクター別アプローチによる技術移転等の協力、「クールアース・パートナーシップ」等による途上国支援、原子力の安全で平和的な利用拡大及びアジアにおける低炭素・低公害型の経済活動普及のための国際的取組・支援、気候変動に関する研究・観測体制の強化、国際海運からのCO₂削減に向けた取組、違法伐採対策等を進める。

さらに、自然共生社会や循環型社会に向けた取組を国内外で統合的に推進する。

3 地方の底力の発揮

(地域活性化)

少子高齢化が急速に進行する一方で地方は疲弊し、都市部との格差は拡大している。窮状にある地方に手を差し伸べ、その「底力」が発揮できるよう、「生活対策」に基づいて実施する高速道路料金の大幅引下げなどとあわせて、以下のように地域の再生に取り組む。

「地方再生戦略」に基づき、地域の成長力強化や生活基盤の確保など地方再生に向けた取組を進める。地域企業の事業再生のため、地域力再生機構を早期に創設・活用するとともに、第三セクター改革を推進する。商店街等地域商業の活性化やICT基盤整備・利活用、デジタル放送への円滑な移行、産学官連携による地域科学技術の振興、地域公共交通の活性化・再生、農商工連携の推進、過疎・離島地域等の活性化、PFIの活用等によって地域経済活性化を図る。また、平成 22 年に訪日外国人旅行者数を 1,000 万人とするなどの目標に向け、「観光立国推進基本計画」(平成 19 年 6 月 29 日閣議決定)及び観光庁の創設を踏まえ、観光立国の実現に向けた取組を推進する。中心市と周辺市町村が協定により役割分担する「定住自立圏構想」の実現に向けた取組を各府省連携して進める。

(強い農林水産業づくり)

「21 世紀新農政 2008」(平成 20 年 5 月 7 日食料・農業・農村政策推進本部決定)を着実に実施し、農地の確保と徹底した有効利用、農地の集積、企業型農業経営の拡大、米粉・飼料用米等の利用等を推進し、食料供給力を強化する。小規模農家を含め水田の有効活用に取り組む農業者への支援を充実する。また、IT技術の活用や省エネ促進等の技術に関する施策の強化、都市との共生・対流による農山漁村の活性化を推進するとともに、地場農産物の国内外での販路拡大等による

国産農産物の積極的活用を進める。

さらに、国産材の住宅等への利用拡大等による林業の活性化や水産物の産地販売力の強化、漁業用資材、餌飼料の使用の改善合理化等による水産業の活性化等を進める。

こうした取組により、「強い農林水産業」を目指し、地域を活性化する。このため、食料自給率 50%に向けた工程表を作成する。

（住宅・公共投資）

住宅ローン減税（個人所得課税）の延長・拡充等（住宅ローン減税の期限延長、最大控除可能額の過去最高水準までの引上げ、環境・高齢化問題等のための省エネ・バリアフリーの住宅リフォーム減税等について投資型の減税の導入等）、各種土地税制の延長・拡充、優良な住宅取得支援制度の充実、容積率の緩和（高度な環境対策を行う建築物、優良な都市開発プロジェクト等）などを通じて住宅投資等を促進するとともに不動産市場の活性化を図る。また、安全・安心でゆとりある住生活空間を目指し、「住生活基本計画」（平成 18 年 9 月 19 日閣議決定）に基づき、高齢者・子育て世帯等の居住の安定確保、老朽マンションの再生等を図る。住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。

地球温暖化により懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、大規模な地震や水害・土砂災害等に備え、防災・減災対策を戦略的・重点的に進める。その際、学校や住宅等の耐震化の一層の加速、公共施設の震災対策の実施、災害時要援護者の避難支援等ハード・ソフトの連携を図る。また、消防等地域防災力の向上を図る。

歳出改革を進める中で、今後とも公共投資に関する改革を継続する。地域の自立・活性化、国際物流ネットワークの構築等による我が国の成長力強化、防災・減災等による安全・安心の確保等を推進するため、真に必要な公共投資を選別する観点から、整備水準や施設の利用状況等を踏まえた事業のメリハリ付けを行う。適正価格での契約への配慮を行うとともに、コスト構造改善や入札改革を進め、更なる重点化・効率化を図る。地域間の予算配分は整備状況や必要性等地域の実情を踏まえて弾力的に行う。

既存ストックの有効活用、効率的・計画的な維持管理・更新による長寿命化、PFI を通じた更なる民間活力の活用、規格の見直し等による効率的な公共事業の実施に努める。

国・地方を通じて入札談合等の不正行為の排除を徹底するとともに、一般競争方式の拡大・総合評価方式の拡充、ダンピング対策の徹底等による入札・契約制度の改革に取り組む。また、経済社会状況の最新のデータに基づいたPDCAの厳格な実施、事業評価に関する第三者機関の機能の拡充、実績が事前の評価を下回る事例の十分な把握等を通じ、不断の見直しを行いつつ計画的に実施し、引き

続き事業評価結果の予算への反映を徹底するなど、事前・事後の事業評価の充実及び厳格な適用を実施する。

道路特定財源については、「道路特定財源等に関する基本方針」（平成 20 年 5 月 13 日閣議決定）に沿って見直し、平成 20 年末までに結論を得て、平成 21 年度から一般財源化する。

（地方財政）

平成 21 年度予算においても、国の取組と歩調を合わせて、人件費、投資的経費、一般行政経費の各分野にわたり、厳しく抑制を図るとともに、安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。

地域間の財政力格差に対応するため、地方再生対策の考え方に従った交付税配分の重点化を引き続き進め、地方交付税を財政の厳しい地域に重点的に配分する。

道路特定財源の一般財源化に際し、1 兆円を地方の実情に応じて使用する新たな仕組みを作る。

地方自治体（一般会計）に長期・低利の資金を融通できる、地方共同の金融機構の創設について検討する。

景気後退や「生活対策」に伴う地方税や地方交付税の原資となる国税 5 税の減収等について、地方公共団体への適切な財政措置を講じる。

地方公共団体においては、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成 18 年 8 月 31 日）等を踏まえ、より一層積極的に地方行革に取り組む。